

野生きのこの販売について

『長野市野生きのこの販売に関する指導要綱』を制定しました

長野県の大切な秋のめぐみである野生きのこを安心して売ったり買ったりできるようにするためのシステムです。

山野等に自生するきのこを消費者に直接販売する人は、長野市保健所への事前の届出が必要になりました。

※ 栽培きのこは含みません

※ 卸売業は届出の対象になりません

長野市野生きのこ販売場開設届出書の提出

① 鑑別責任者の設置

☆ 『鑑別責任者』の資格は特になく、販売する野生きのこを、責任をもって鑑別できる人を意味します。

② 取扱い種リストの事前提出

☆ 販売するきのこの種類をあらかじめ提出します。

販売所への届出済証の掲示

☆ 届出済証は、保健所から交付されます。

販売きのこの種類毎の表示

☆ 販売きのこは、正式和名を表示してください。([例] ×ジコボ ○ハナイグチ)

☆ 食べ方に注意が必要なきのこの場合、その内容を表示してください。

年1回の野生きのこに関する講習会の受講

☆ 販売者、鑑別責任者は、年1回講習会を受講してください。